

東京弁護士から

弁護士 関哉直人

この度原告西スミ子さんは、優生保護法により受けた強制不妊手術について、国家賠償請求訴訟を提起しました。東京では2件目の提訴になります。

本日、仙台で3名、愛知で2名の原告が提訴を行い、本日現在で、全国では26人の被害者が裁判を起こしていることとなります。すでに亡くなられた5名を含めれば31名となります。

西さんは、昭和21年11月生まれになりますが、昭和35年8月末頃に子宮摘出等の手術を受けました。

西さんは、平成31年4月21日にできた「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」により一時金320万円の支給を受けていますが、今年2月22日の大阪高裁判決、3月11日の東京高裁判決を受け、被害回復の途がないか、弁護士に相談してくれました。

その意味は二つあると思っています。

一つは、西さんをはじめ多くの被害者は、一時金支給法の内容に納得していないこと。一時金320万円は、被害回復とはほど遠い内容です。

この度新たに議連が発足しましたが、あらためて、一時金支給法の不十分さを訴え、法改正につなげる必要があります。

もう一つは、優生保護法に関する情報が届きにくい中で、2つの高裁勝訴判決の報道を見て、弁護士に相談して、ようやく被害の実態や裁判を起こせることを知ったということ。国が被害者に正面から謝罪をし、十分な賠償の途があることを周知しなければ、多くの被害者は被害を知らないまま、あるいは声を上げられないまま、被害を一人で抱えていくこととなります。

いずれの問題も、国が本気になって優生保護法の問題に取り組まなければ、優生保護法の問題は終わらないということです。

この裁判は、一人の被害者が声を上げてくださったことを大きな力に変え、あらためて全面解決を訴えていく裁判です。

勇気をもって声を上げてくださった西さんにあらためて感謝を申し上げるとともに、いま最高裁に係属している事件を含め、必ず国の賠償責任を認めさせ、西さんと、多くの被害者の方の、被害回復を勝ち取りたいと思います。